

筑 後 市 行 財 政 健 全 化 方 針

(計画期間 2017年度 - 2021年度)

2017年3月

－ 目 次 －

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P1
I. 筑後市の財政運営の状況	・ ・ ・ ・ ・	P2
II. 今後の財政運営の見通し	・ ・ ・ ・ ・	P5
III. 行財政健全化の基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P7
IV. 今後 5 年間の基本目標	・ ・ ・ ・ ・	P8
V. 行財政健全化の基本方針に基づく取組	・ ・ ・	P9

はじめに

本市においては、平成 17 年から福岡県営筑後広域公園の施設が順次供用開始しており、平成 23 年 3 月には九州新幹線筑後船小屋駅の開業、平成 25 年 4 月に九州芸文館がオープンし、そして平成 28 年 3 月に HAWKS ベースボールパーク筑後が開業する等、市全体が活気付くことが期待されています。

しかし、経済的要因から若者の首都圏への流出拡大とともに少子化が加速し、日本の人口が減少局面に入っている中で、本市においてもこの間微増してきた人口はついに減少に転じたところであります。

平成 27 年に行われた国勢調査による本市の人口は 48,339 人で、平成 22 年の 48,512 人と比べて 173 人の人口減となりました。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は平成 52 年には 43,281 人に減少し、高齢化率（65 歳以上の人口比率）は 34.1%（2015 年 25.8%）になると推計されています。

地方創生は従来の方針（縦割り、全国一律、バラマキ、表面的、短期的）の反省に立ち、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づく施策展開が求められています。

本市では、目指すべき人口の中長期展望となる「筑後市人口ビジョン（2015-2040）」を作成し、これを踏まえて施策の基本的方向をまとめた「まち・ひと・しごと創生 元気な筑後市創造戦略（2015-2019）」を平成 28 年 3 月に策定しました。

さらに、平成 29 年 3 月には新たな総合計画（2017-2019）を策定し、筑後市創造戦略との一体的なまちづくりを進めることとしています。

このように人口の減少を食い止める施策をはじめとして、社会保障、子育て支援、教育等多様化し増大する住民ニーズへの対応が求められる一方で、地方財政の見通しは依然として厳しい状況にあり、人口が減少していく局面においてこれまでどおりの行財政運営を続けていけば、将来に過度な財政負担を残すことになりかねません。

したがって、これまで以上に行政サービスの有効性、効率性の面からの十分な検証を行うとともに、事業の選択と集中を進めていく必要があります。

この行財政健全化方針は、将来的に安定した行財政運営が可能となるよう、当面 5 年間の目標と基本的な取り組みを定めるものであります。

I. 筑後市の財政運営の現状

1. 決算収支

市の決算収支の状況を判断するものとして「実質収支」があります。これは、歳入から歳出を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額です。

実質収支は決算収支の黒字、赤字を判断するものであり、その状態が赤字では好ましい状況とは言えません。しかし、地方公共団体は営利を目的としているわけではないので、黒字の額が多いほど行財政運営が良好だとも判断できません。

一般的には、標準財政規模（当該地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標）に対する実質収支の割合を実質収支比率と言いますが、その比率が3～5%の範囲が適正值とされています。

本市では、平成24年度の実質収支11億7千万円をピークとして年々減少傾向にあり、平成27年度末では5億5千万円となっています。標準財政規模が103億円程度の本市においては3億～5億円が適正な範囲となるため、平成27年度の実質収支の5億5千万円はほぼ適正な状況だと言えます。

しかし、単年度収支（当該年度実質収支－前年度実質収支）は、平成25年度から平成27年度は3年連続してマイナスとなっています。

さらに、平成28～29年度の当初予算における単年度収支の財源不足が年々増加していることから、今後の実質収支の状況が懸念されます。

2. 歳入の推移

普通交付税は、地方公共団体の合理的かつ標準的な財政需要に対して、地方税収入で不足する分を補てんする財源であり、その総額は地方財政計画※に大きく影響されます。

地方財政計画は、地方公共団体の歳入・歳出総額の見込み額を策定するものであり、歳出の規模に対して、特定財源や見込まれる地方税等を充てたうえで、その不足分として普通交付税の総額が決定されます。

つまり、地方財政計画の縮小、拡大、積算方法等の変更によって普通交付税額が増減するため、地方財政計画と大きく乖離した歳出を予算計上すれば財源不足を招く危険性が高くなります。

よって、地方財政計画の動向は、本市の予算編成にも大きく影響があるものとなります。

本市の経常一般財源収入（主に市税と普通交付税）の推移をみると、平成22年度に約8億円増加しています。これは平成20年9月に発生したリーマン・ショックに伴う著しい景気後退等を受け、実態の需要に基づく積算を伴わない異例の対応とし

て地方財政計画における「歳出特別枠[※]」や地方交付税の「別枠加算[※]」が実施され、それに伴い地方交付税が増大したことによるものです。

同様に行われた国の一般会計への対策は、平成 25 年度予算で廃止されており、地方財政においても平時の対応に戻すべく「歳出特別枠」や「別枠加算」の解消を図る必要があると指摘されています。そのため、「別枠加算」は年々削減されており、「歳出特別枠」も地方の元気創造事業（成果配分）や地方の重点課題対応分、公共施設の最適化事業費に再分配されています。

また、平成 26 年 4 月に消費税が 5%から 8%へ改正されたのに伴い、地方消費税への配分も 1%から 1.7%へ引き上げられたため、地方消費税交付金が平成 27 年度から大きく増加しました。

しかし、平成 29 年 4 月に予定されていた 10%への引き上げは再延期となったため増加し続ける社会保障等の財源確保が課題となっています。

このように地方の歳入は地方財政計画に大きく影響を受けるため、その動向を注視する必要があります。

3. 歳出の推移

平成 22 年度及び平成 26～27 年度は、180 億円を超える歳出規模になっています。その大きな要因として、投資的経費（普通建設事業等）が増大しています。

主な事業として、平成 22 年度は新幹線筑後船小屋駅関連施設整備事業、小学校の太陽光発電導入事業、中学校の耐震診断・耐震補強事業等により 33.6 億円、平成 26 年度はソフトバンクホークス誘致事業、公営住宅建設事業（常用団地）、北部拠点施設事業等により 37.3 億円、平成 27 年度は学校空調設備設置事業、公営住宅建設事業（常用団地）、北部拠点施設事業等により 22.3 億円となっています。また、経常経費の総額は平成 24 年度まで年々増加をした後、現在は横ばいで推移しています。

その内訳を見ると、人件費は、平成 22～25 年度は減少していましたが、増大する行政ニーズに対応するための体制強化（職員増員等）により平成 26 年度以降若干増加に転じています。

扶助費は、社会福祉費の自立支援給付が年々増加し、さらに、子ども・子育て支援新制度により児童福祉費が平成 27 年度より増加しています。

公債費は、普通建設事業等に要する公債費は年々減少していますが、一方で臨時財政対策債の公債費が増加しています。合計としては減少傾向にあります。

なお、前述したように、平成 26～27 年度は普通建設事業費が増大をしています。そのため財源となる市債も増加をしています。さらに、平成 28 年度においても引き続き同規模の普通建設事業費と市債を予算化しています。

市債の増大は、後年度の公債費が増えることとなるため、将来の財政運営の硬直

化にもつながるので注意が必要です。

物件費は、年々増加傾向にあり、特に衛生費や教育費の委託料が増加しています。

補助費等は、補助金・交付金が年々増加傾向にあるのに対し、一部事務組合である八女西部広域事務組合への負担金が施設建設費用に充てた借金の返済の終了に伴い、平成 25 年度より減少傾向にあるため総額として横ばいとなっています。

しかし、八女西部広域事務組合の施設の老朽化に伴い、新たな改修費用も見込まれるので、今後増加していくものと思われます。

繰出金は、後期高齢者医療給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金、下水道事業特別会計繰出金がいずれも年々増加しています。

II. 今後の財政運営の見通し

1. 歳入の見通し

(1) 国の財政と地方財政計画

前述したように、地方公共団体の主要な収入である一般財源総額（主に市税と普通交付税）は、地方財政計画の動向に大きく影響されます。

地方交付税の財源は、国税である所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%と地方法人税の全額であり、うち 94%が普通交付税の財源となります。普通交付税の役割のひとつに地方公共団体の財源保障がありますが、平成 6 年度以降は普通交付税を充てても長期に地方財政の財源不足が生じており、この間、国と地方の折半の借金（国の赤字国債と地方の臨時財政対策債^{*}）にて対応している状況があります。

一方で国の財政も歳出が税収を上回る財政赤字の状況が、長期間（昭和 50 年以降）続いています。歳出と税収等の差額を特例公債（赤字国債）で埋め合わせてきた結果、累積残高は平成 28 年度末では 838 兆円程度に上る見込みです。

国の「中期財政計画（平成 25 年 8 月閣議了解）」では、国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）について、平成 32 年度までに黒字化とすることを目標とし、平成 27 年度には「経済・財政再生計画」に基づき「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を 3 本柱として、国と地方の基調をあわせつつ取組みを強化することとしています。

アベノミクスによる経済効果によって税収は増加傾向にあるものの、依然として特例公債や臨時財政対策債発行額の大幅な抑制等の改善には至らずきびしい状況が続いています。

地方財政計画の歳出水準については、「国の一般歳出の取組（経済・財政再生計画）と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされていますが、今後において一定の税収増が見込めなければ、基礎的財政収支の均衡を図るために、さらなる歳出改革（抑制）が求められるものと考えられます。

2. 歳出の見通し

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本市では平成 22 年 10 月の国勢調査人口では 48,512 人でしたが、平成 27 年に行われた国勢調査では 48,339 人で 173 人の減少となりました。

わが国においても平成 20 年に人口減少に転じ、全国的にも人口減少対策いわゆる地方創生が喫緊の課題となり、本市においても平成 27 年度に人口ビジョンや元気な

筑後市創造戦略（総合戦略）を策定し取り組みを始めています。特に少子化対策は人口減少対策の最重要課題として効果的な取り組みが求められています。

一方でこれまで社会を支えてきた団塊の世代が高齢者（65歳以上）となり給付を受ける側に回るため、年金、医療、介護等の社会保障費が増加をしています。

筑後市の高齢化率も25.9%（平成28年8月31日現在、住民基本台帳データ）の超高齢社会へと進行しており、さらに、平成37年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、社会保障費はますます増大するものと思われます。

このような少子高齢化の進行は、公費負担の一部を担う市財政にも大きな影響を与えるものと思われます。

（2）公共施設等の総合管理

全国の地方自治体において、行財政運営上の深刻な問題・課題となっているのが公共施設の老朽化です。本市の公共施設も77施設中37施設が老朽化率[※]60%以上であり、うち15施設が80%以上となっています。

本市の公共施設及びインフラ施設の将来更新投資見込み額は、現在保有するすべての建物を維持していくとした場合、今後50年間で約1,061億円、年間平均21.2億円の投資的経費が必要となり、これは本市の普通建設事業費を上回る金額となります。

本市においては経常収支比率[※]が90.9と高く、普通建設事業に投資できる一般財源も少ないため国・県の補助金や市債（借金）によって財源を確保する必要がありますが、過度な市債は後年度の公債費（返還額）の増加となり、経常収支比率をさらに引き上げる要因となります。

公共施設及びインフラ施設の管理については、「筑後市公共施設等総合管理計画」を策定し、当面10年間の削減目標とそのための方針を定めて取り組むこととしています。しかし、他市と比較して施設の総量が少ない中での統廃合等には限界があるため、行財政健全化方針を定めて歳入・歳出改革を推し進める必要があります。

Ⅲ. 行財政健全化の基本方針

筑後市の行財政運営は、今後においてさらに厳しい状況が続くことが見込まれます。財政運営が安定しないと、十分な市民福祉の向上が図れません。将来世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築していく必要があります。

このため、計画の基本方針を以下のとおり定め、行財政健全化の取組を推進していきます。

1. 将来のまちづくりを見据えた行財政運営

本市においても少子化が進み、若者の流出が増え、超高齢社会へと進行しています。

少子化対策や若者の定住促進は重要な施策です。一方で老朽化する公共施設等の更新・管理も避けては通れない課題です。様々な課題を先送りすることなく、将来に備えて今すべきことを早急に検討し進めていきます。

2. まちづくりを支えるための行財政運営

市民福祉の向上とまちづくりを支え続けるためには、持続可能な財政運営は不可欠です

複雑化し多様化する市民ニーズの中で行政が担うべき内容は変化を必要としており、あれもこれも実行しては健全な財政運営は持続できません。事業の効果と必要性を見極め「選択」と「集中」の考え方の下、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底します。

3. 行政の更なる合理化

本市では、第4次筑後市行政改革（平成17年度～平成21年度）において、定員管理及び給与の適正化を中心に41億円程の財政効果を達成してきました。また第5次筑後市行政改革（平成23年度～平成25年度）では、1億円程の財政効果を達成しています。

このように、これまでも地方自治法第2条第14項に則り、最小の経費で最大の効果を挙げるような行財政運営を意識しつつ、組織及び運営の合理化を図ってきましたが、引き続き検証を行い効率的な組織運営に努めます。

IV. 今後 5 年間の基本目標

1. 収支均衡及び財政調整基金^{*}の確保

前述したように、平成 25 年度以降の単年度収支は赤字が続いており、そのため実質収支の黒字額が年々減少しています。このままでは、数年後の実質収支の赤字は避けられず、財政調整基金を取り崩すこととなります。しかし、財政調整基金は突発的な年度間の財源の不均衡を調整するためのものであり、通常の財源不足を調整するものではありません。

そのため、今後 5 年間の収支均衡に努め、実質収支の黒字額 3 億円以上及び財政調整基金残高の 20 億円の確保を目標とします。

<目標の考え方>

- 実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支の割合）は、一般的に 3～5% が適正な範囲と言われているので、標準財政規模が 103 億円程度の本市にとって、3 億円以上の実質収支が好ましいと判断。
- 財政調整基金の適正額は標準財政規模の 10% と言われているが、昨今の想定外の大規模災害の発生を考えれば、本市においてもいつ災害が発生してもおかしくない状況であるため、さらに 10 億円を加えた 20 億円を基金現在高の目安とする。

2. 経常的経費の年間 3 億円削減

新規建設事業を必要最小限とし、既存の公共施設等の管理（長寿命化）や更新費用を過度な市債に依存することのないよう、一定の普通建設事業に充てる費用を確保する必要があります。

そのため、経常的経費（特に市の裁量によって調整できる事業）を平成 33 年度までに 3 億円削減することを目標とします。

- 経常的経費とは毎年決まって支出される費用。

（義務的経費） 人件費、扶助費、公債費

（その他経常的経費） 物件費、維持補修費、補助費等、繰出金

3. 市債（臨時財政対策債除く）の適正管理

将来の負担が過大とならないように、市債による財源調達は適切に行います。

そのため、市債の返済額（公債費）の大きさを表した実質公債費比率の目標を 9.0 以下とします。

<目標の考え方>

- 現状値（平成 27 年度決算 8.7）を基本に増加を抑制。

V. 行財政健全化の基本方針に基づく取組

1. 歳入面の取組

(1) 市税収入等の確保

市民負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上を図ります。

また平成 28 年度より、基準財政収入額の算定に用いる収納率の見直しが行われ、上位 3 分の 1 の地方公共団体が達成している収納率を標準的な収納率として算定し、5 年間で段階的に反映するとしています。(普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額)

そのような観点からも収納率向上に向けた取組の強化を図ります。

(2) 自主財源の確保・拡大

自主財源の確保を図るため、市所有の施設や市主催のイベントの命名権（ネーミングライツ契約）の導入、有料広告掲載事業の拡充等を検討します。

また、新しい資金調達の手法を調査研究し、新たな税外収入の可能性を探ります。

(3) 地域経済の活性化・雇用創出等による税源の維持・拡大

企業誘致及び農業、地場産業への競争力強化のための支援を通して、地域経済の活性化や雇用創出等による安定した税源の維持・拡大につなげていきます。

(4) ふるさと筑後市応援寄附金（ふるさと納税[※]）の推進

ふるさと筑後市応援寄附金により税外収入の拡大を図ります。また、ふるさと応援寄附制度を活かして、地元産品等の P R や販路及び消費拡大に努めます。

(5) 地方創生応援税制[※]の活用（企業版ふるさと納税）

地方創生の取組をさらに加速させていくためには、民間資金も活用して「元気な筑後市創造戦略」に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。

そのためにも地方創生応援税制の活用を検討し財源の確保に努めます

(6) 受益者負担の適正化

行政サービスを提供するにあたっては、その運営・維持管理経費といったコストが必要であり、主に市民の方々が納める税金で賄っています。

受益と負担の公平性の観点から、行政が負担すべき範囲と受益者負担金のあり方について、他の地方公共団体や民間の類似サービスを参考にしながら適正化を図ります。

2. 歳出面の取組

(1) 業務の執行体制の最適化と業務の効率化

平成 8 年度 382 人だった職員配置数（普通会計）は、第 4 次行政改革等によって平成 21 年度には 292 人（-90 人）となりました。しかし、その後の増大し多様化する行政ニーズへの対応等により平成 27 年度には 305 人（+13 人）となっています。

今後、人口減少が避けられない見通しの中、年齢構成の平準化にも留意しつつ職員数の削減を図る必要があります。一方で、地方創生をはじめ行政需要の複雑化・高度化に対応する必要もあるため、引き続き職員の政策立案能力等の向上を図りつつ、職員が直接関与すべき業務範囲等についての検討を進めます。併せて、更なる ICT^{*}の活用を図り業務の標準化・効率化に努めます。

(2) 給与・報酬の適正化

職員の処遇・育成については、引き続き人事評価制度を中核とした運用を進めます。

また、一般職非常勤職員に給料・手当を支給すること等を柱とした地方自治法等の改正内容を注視しつつ、総人件費の増加を抑制することを目標に適正な給与制度の運用・改善に努めます。一方で、職員のワークライフバランス^{*}確立にも努め、職員の意欲向上を図ります。

特別職等報酬等についても、職員の給与水準等を考慮して適正化に努めます。

(3) 事務事業の整理合理化

事務事業の全般について、不断に徹底した見直しを行う必要があります。

事業の必要性や実施手法、その効果を検証し、特に法令等の制限を受けることなく市に裁量がある事業で、投資に対して意図した目的への効果が高い施策を重点化する一方で、効果が乏しい事業は徹底的に見直し縮小・廃止を検討します。

市に裁量のある事業の新規・拡大の財源については、事業の見直しで生み出された財源を基本とします。

(4) 個人給付や補助金等の見直し

様々な団体や個人に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、目的との整合性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、見直しを行います。

特に法令等の制限を受けることなく市に裁量がある個人給付や補助金制度の継続については、終期を設定し定期的に見直しを図ります。

(5) 民間活力の導入、公民連携の促進

官民の役割分担を的確に見極め、民間譲渡、民間委託、指定管理者制度、PFI^{*}な

ど最適な手法による民間活力の導入を目指します。

民間活力を活かした行政運営にあたっては、行政コストの削減とともに、民間の事業機会の拡大、地域産業の活性化、質の高い公共サービスの提供、民間のノウハウが十分に発揮できるような方式を検討します。

また、専門性が高くても定型的な業務については、適正な外部委託の拡大を目指します。

（６）内部管理業務の効率化

職員が自ら対応すべき業務や政策立案等に注力できるよう、内部管理業務についてはできる限り標準化や集約化、委託化により効率化するとともに、ICTの活用等により効率化を図ります。

（７）社会保障給付の増加の抑制

医療・介護等の社会保障費は、歳出改革の重点分野とされています。高齢社会の進展により、今後さらに社会保障費の増加が見込まれる中で、投資的経費などの削減による対応も極めて困難な状況になると思われま

す。健康づくりや健診受診率の向上、介護予防等の取組により医療費や介護費用の増加を抑制する取組みを強化します。

３．その他行財政健全化の取組

（１）予算編成方法の改革

歳入が右肩上がり増加する時代の予算編成は、新規・拡大事業への効果的財源配分を中心とした集中査定方式（11月～2月）での対応が可能でしたが、歳入増加が見込めない今日の予算編成は、どのように事業の見直しを図るかが重要な課題となります。

限られた財源の中で、効果的な施策の推進を図るためには、メリハリのある行財政運営が重要であると考え、施策の優先順位に基づく財源配分の見直しを行います。

（２）地方公会計制度の活用

地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」による市の予算・決算制度を補完するものとして、「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、現金主義の会計では見えにくい資産・負債などのストック情報やコストを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるものです。

総務省は地方公共団体に、原則として平成29年度までに統一的な基準による地方公

会計の整備を行うよう要請しているため、平成 30 年度からは団体間比較等の地方公会計の活用促進も図られると思われます。

本市では、既に固定資産台帳の作成とともに統一的な基準による公会計を整備し公開しています。今後は総務省からの情報提供も参考にして、固定資産台帳や財務書類を活用した財政分析の充実や予算編成への積極的活用を図っていきます。

（３）特別会計の健全化

国民健康保険事業や介護保険事業等の特別会計等について、業務の効率化や経費の節減、受益者負担の適正化等、事業の採算性を高める取組みを実施し、一般会計からの繰出金等の抑制を図ります。

（４）公営企業会計の健全化

公営企業は、独立採算性の原則に基づき企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければなりません。

しかし、人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となり、施設・設備の更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増すものと思われます。

よって、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握し、中期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメント向上等に取り組まます。

（５）公共施設等の適正配置と計画的管理

「筑後市公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～平成 38 年度）」に則り、施設等の統廃合、長寿命化等の適正化手法やスケジュールを示した個別施設計画の作成を推進します。

予算編成においては、計画に基づいた改修、更新を優先し、余分な修繕費を抑え、安全性を確保するとともに建物の長寿命化を進め、財源の軽減と平準化を図ります。

また、インフラ資産についても改修、更新費用の軽減と平準化を基本に、計画的な予算枠の確保を検討します。

平成 29 年度 施設の機能的評価 ⇒ 個別施設の方針決定

平成 30 年度 個別計画策定作業

上記個別計画を基に財源の効率化と平準化を目標にした財政計画を作成し、その財源枠の確保に努めまます。

（６）その他高額備品等の計画的管理について

公用車やその他高額な備品の購入についても、費用の軽減と平準化を図るために計

画的な更新を基本に予算枠の確保を検討します。

平成 29 年度 固定資産台帳等から更新期の整理を行い、費用の平準化を考慮したうえで、各種高額備品等の更新年数基準を定め、計画的に更新を行います。

(7) 人口減少対策及び地域の元気創造事業の推進

急速に進む人口減少に的確に対応し、地域経済の活性化と元気で豊かな地方の創生を実現することが重要です。限られた財源を活かし、行政のみならず、市民、地域、産業界、教育機関、金融機関、労働団体等と連携した取組みを進めます。

(8) 広域連携の推進

人口減少・少子高齢化の下、行財政の効率化と基盤の強化を図るため、近隣自治体等との連携・共同処理を検討します。

(9) 「見える化」の徹底・拡大

「経済・財政再生計画」に基づき、国の取組と基調を合わせ「見える化」の徹底・拡大に取り組みます。財政健全化の方針及び取組状況の見える化及び比較可能な形での公表に取り組みます。

(10) 会議運営の改善

適切で有効な会議は、組織力の向上につながるとともに大きな成果を生み出す重要なものであります。

会議運営の改善は、会議の回数減や時間短縮による効率性を追求するとともに、組織目標の明確化や人材育成、成果向上につながります。

有意義な会議とするためのルールの設定や会議の回数を減らすための方策についてマニュアルを作成するとともに、ファシリテーション能力やコミュニケーション能力等の研修参加を推進します。